

島根地方最低賃金審議会

第429回会議資料

島根労働局

資 料 目 次

令和5年度における「特定最低賃金」改正の申出について（写） No.1

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

令和5年度における特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
..... No.2

最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書（写） No.3

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書（写）
..... No.4

資料番号
No. 1

令和5年度における「特定最低賃金」改正の 申出について（写）

- ・ 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
- ・ 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金
- ・ 島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 島根県百貨店、総合スーパー最低賃金
- ・ 島根県自動車（新車）小売業最低賃金

島根労働局長
宮口 真二 様



令和5年3月3日

安来市亀島町6-1
電機連合山陰地方協議会
プロテリアル労働組合安来支部
支部長 松本 均

令和5年度における「島根県製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 安来市亀島町6-1
団体名 電機連合山陰地方協議会プロテリアル労働組合安来支部
代表者 支部長 松本 均

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄

写

令和5年3月3日

島根労働局長
宮口 真二 様



松江市御手船場町 5 5 7 - 7
J A M 山 陰
執行委員長 乗本 克己

令和5年度における「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」改正の申出について

「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 5 5 7 - 7
団体名 J A M 山 陰
代表者 執行委員長 乗本 克己

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金は、平成元年度にその決定の必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄



令和5年3月3日

島根労働局長
宮口 真二 様



松江市乃木福富町369
電機連合山陰地協
島根地域協議会
議長 西尾 和孝

令和5年度における「島根県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」改正の申出につい
て

昭和63年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地	松江市乃木福富町369
団体名	電機連合山陰地協島根地域協議会
代表者	議長 西尾 和孝

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務
 - ホ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4. 申出の理由

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、昭和63年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄

写

令和5年3月3日

島根労働局長
宮口 真二 様



出雲市西郷町字小池718
自動車総連島根地方協議会
議長 園山 智久

令和5年度における「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 出雲市西郷町字小池718
団体名 自動車総連島根地方協議会
代表者 議長 園山 智久

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄

写

令和5年3月3日

島根労働局長
宮口 真二 様



松江市御手船場町 5 5 7 - 7
U A ゼンセン 島根県支部
支部長 島田 一英

令和5年度における「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 5 5 7 - 7
団体名 U A ゼンセン 島根県支部
代表者 支部長 島田 一英

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄

島根労働局長
宮口 真二 様



令和5年3月3日

松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会
委員長 後藤 真一

令和5年度における「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和5年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市西津田3丁目2-7
団体名 自動車総連島根地方協議会販売部門連絡会
代表者 委員長 後藤 真一

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。

② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和5年7月末日迄

令和5年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

産 業 名	適用使用者数	適用労働者数 (人)
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	13 (13)	2,643 (2,496)
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	124 (127)	2,854 (3,133)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	62 (69)	6,997 (7,202)
自動車・同附属品製造業	28 (29)	1,973 (1,960)
百貨店、総合スーパー	20 (20)	2,480 (2,720)
自動車(新車)小売業	204 (204)	2,090 (2,081)
産 業 計	451 (462)	19,037 (19,592)

資料出所：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

(注)

- 1 令和5年度において効力を有する特定最低賃金(産業別)の適用使用者数及び適用労働者数です。
- 2 自動車(新車)小売業については、平成29年12月に賃金室で実施した島根労働局事業所調査を基に、さらに「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和4年度最低賃金に関する基礎調査」等の情報により算出した数字です。
- 3 適用使用者数は、原則、上記調査の事業所数から新設・廃止した事業所、産業分類の変更した事業所数を加減した数字です。
- 4 適用労働者数は、上記調査の労働者数から事業所の増減に伴う加減を行い、さらに「令和4年度最低賃金に関する基礎調査」から推計した「年齢、業務等による適用除外労働者数」を減じた数字です。
- 5 ()内については、令和4年度の数字です。



2023(令和5)年3月3日

島根労働局

局長 宮口 真二 様



日本労働組合総連合会
島根県連合会
会長 成相 善朗

最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書

謹啓 貴職におかれましては、県民の雇用安定、県内労働者の権利確保のため、日夜ご尽力されていることに対し敬意を表しますとともに、日頃より連合島根の諸活動に格段のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

日本は少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進み、とりわけ生産年齢人口の減少が相対的に大きいため、労働力不足がすでに不可避かつ継続的になっており、人手不足感が年々高まりを見せています。加えて、SDGsやDX・GXといった新たな課題への対応も避けては通れない時代が到来しています。

このような状況の中にあっても将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をはかり、「人的投資の促進」により働く者のモチベーションを維持・向上させていかなければなりません。

最低賃金の課題をはじめ、雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと考えます。

連合島根 2023 春季生活闘争では、「暮らしをまもり、未来をつくる。」としたスローガンのもと昨年引き続き「未来づくり春闘」を展開しています。消費者物価上昇率が賃金上昇率を上回り、実質賃金が低下している中において連合島根は定期昇給に賃金改善を加えた5%程度の要求を示し構成組織とともに春季生活闘争に取り組んでいます。島根県の経済実態や企業の経営環境については注視したうえで、実質賃金が持続的に上昇するような社会と経済を目指していかなければならないと考えます。

地域経済の活性化と県民労働者の生活安定のためには、政労使の真摯な協議と相互協力が不可欠であり、引き続き島根労働局、県行政、経営者団体との連携を図り取り組みを進めていく所存です。

つきましては、県内労働者の処遇改善、雇用安定維持等に関して貴局所管の下記の施策について充実を図られるよう要請します。

敬白

記

1. 最低賃金制度について

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者である。依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっている。昨年の最低賃金改定では島根地方最低賃金審議会として中央から示された引き上げ目安となる「30円」を上回る全国一の引き上げ額「33円」で結審し、島根県の最低賃金は時間額857円となった。中央との格差が一定縮まる最賃額が決定されたことについては評価している。しかしながら、急激な最賃額の上昇は、審議会審議にあたって使用者側と労働者側の議論の限界と不一致な結論を導くことの懸念が一層深まることとなった。公労使の三者構成原則を踏まえれば中央最低賃金審議会での一致した見解をもとにした目安額の伝達を強く要請する。島根労働局として中央審議会に対し強く要請されることを求める。

産業別最低賃金については、産業における公正競争を確保し、公正な賃金決定に資するという産業別最低賃金の意義と目的を今一度認識し、その役割を発揮できる審議会の環境整備にあたられること。

また、賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するように、最低賃金制度の改正周知および監督指導について、より一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発や、中小企業支援策による生産性向上の展開等により制度の実効性を高められたい。

2. 雇用の維持・安定について

島根県においては、若年層の県外流出による人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少という問題に直面しており、就労者人口の確保は喫緊の課題である。とりわけ若年層の労働力人口減少が大きく、将来の本県産業を支える人材確保の観点から産業振興を支える人への投資が不可欠である。安定した雇用基盤を整備していくことが急務であることから、求人と求職のマッチング状況について調査を実施し、島根県・経営者団体・中小企業団体はもとより各教育機関との連携を図りつつ県内就職機会の向上に向け、地域を挙げた取り組みを引き続き強化されること。

また、県内に定住する外国籍の人材に対する対応も迫られている。就職のマッチングに加え、新規学卒者の就労環境を整備していく必要性に駆られているものとする。外国語対応の強化と仕事を求めるすべての人に対する支援となるよう取り組まれること。

3. 働き方改革の推進について

働き方改革は働く人の視点に立ち、柔軟な働き方が選択できることを目指し推進されてきたものとする。「長時間労働の是正」「有給休暇の確実な取得」「同一労働同一賃金」など法整備も含めて社会構造の転換を図ってきたところであるが、すべての業種に対する対応は目前に迫っている。今一度島根県で働くす

すべての労働者への環境を検証し、真の働き方改革となる様取り組みを図られること。

- (1) 島根県の総実労働時間は、長期にわたり全国平均を上回っている。過重労働抑制の観点からも県内労働者の安心安全な環境整備に努められたい。
- (2) 時間外労働の上限規制と適用猶予事業・業務においては猶予期間が1年となることから、準備状況を踏まえた周知・指導を行われること。また、他産業を含む36協定の締結・順守について引き続き取り組まれること。

4. 価格転嫁の円滑化について

島根県内の多くの企業は中小企業であることから、地域経済の活性化のためには、価格転嫁の円滑化による公正取引を進め、中小企業の業績回復・安定化に努めなければならないと考える。ついては、サプライチェーン全体の事業の共存共栄のため、県内のパートナーシップ構築宣言企業の拡大について、他の省庁・関連団体とも連携の上推進されること。

5. 労働監督行政の充実と強化

定期監督実施状況を見ても依然として高い違反率で推移している。違反事業所を一掃すべく以下の点について監督指導の一層の強化を図ること。

- (1) 最低賃金制度の改正周知および監督指導について一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高めること。また、中小企業向け支援策の周知等の充実強化を図ること。
- (2) 県内の労働災害について、死亡事故・重篤事故が引き続き発生している。事故に潜む危険リスクが無数にあることを考慮すれば、決して安心できる環境にはないと認識する。加えて、定年後の就労継続や高齢者の労働災害も発生している現状を踏まえ、監督および指導強化を強く要請する。

6. 労働局の労働相談について

連合本部・連合島根で設置している「労働相談ダイヤル」には、多くの相談が寄せられている。近年雇用契約に関するものと、各種ハラスメントに関する相談が大半を占めている。

- (1) ハローワークをはじめとする就労支援において求人・求職の双方に対して、就労後の雇用契約（口約束でない雇用契約書）の締結について指導を強化されること。
- (2) 使用者のみならず労働者においてもハラスメント防止意識向上のための対応が何よりも求められる。島根労働局におかれてもハラスメント防止に関する啓発に積極的に努められること。また、連合島根との連携継続についても願う。

以上



2023年2月3日

資料番号
No. 4

島根労働局長
宮口 真二 様

島根県労働組合総連合
議長 村上

最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちにおこない、引き上げるように求めます。

2022年度の島根県最低賃金が改定され、857円となりましたが、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず極めて不十分なものでした。今回の改定は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）に満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えないものです。

今回の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解は、①賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が、2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性があること、②消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案するとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3%を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げる目安としました。

この公益委員見解のなかで、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としています。そして、公益委員見解を取りまとめるにあたって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」なども、せいぜい本年6月までのデータを参照したにすぎません。

急激な物価の上昇は、今回の目安、及び島根最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し、社会問題になっています。現状は、「消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

1. 2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、島根最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問するよう要請します。

以上